

「クリーンガイドブック」広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市（以下「市」という。）が発行する「クリーンガイドブック」へ広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 クリーンガイドブックに掲載する広告は、行政が発行する印刷物としての品位を保ち、かつ公共性を妨げないものとし、次の各号に基づき別に定める基準に該当するものは掲載しない。

- (1) 公序良俗に反し、または反するおそれがあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的な宣伝及び人材募集に係るもの
- (3) 広告の対象となるものを市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (4) 誇大表示、不当表示など表現が不適切なもの
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法律に違反しているもの
- (6) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(広告主の範囲と優先順位)

第3条 クリーンガイドブックに広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）の範囲及び掲載申込が掲載可能数を上回った場合の掲載可否の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に基づき、収集又は運搬を業として行おうとする者で、福島市長の許可を受けているもの
- (3) 廃棄物処理やリサイクル、リユースに関連する業をおこなうもの
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が広告主として適当と認めるもの

(広告主の募集及び選定)

第4条 市は、第2条及び第3条の規定に従い広告主の募集及び選定、審査を行うものとする。

(広告に関する責任)

第5条 クリーンガイドブックに掲載した広告内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(審査機関)

第6条 広告主及び広告内容に関する疑義を審査するため、クリーンガイドブック広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 環境部長
- (2) 環境部次長
- (3) 環境部ごみ減量推進課長

- (4) 環境部廃棄物対策課長
- (5) 財務部契約検査課長
- (6) その他委員が必要と定める者

3 審査委員会の委員長は、環境部長とし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した委員が、その職務を代行する。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、ごみ減量推進課において処理する。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載の申込みをする者は、別に指定する期日までに広告原稿と併せてクリーンガイドブック広告掲載申込書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

2 広告原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の規定により申込みがあったときは、その内容を審査委員会にて審査を行ったうえ、広告掲載の可否を決定し、クリーンガイドブック広告掲載決定通知書(様式第2号)もしくはクリーンガイドブック広告非掲載決定通知書(様式第3号)により当該申込者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲載を決定したときは、クリーンガイドブック広告掲載料納入通知書(様式第4号)により当該申込者等に広告掲載料の納付を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、クリーンガイドブック広告掲載料納入通知書(様式第4号)により、別に指定する期日までに広告掲載料を一括して納付するものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 掲載した広告に関連して第三者に与えた損害は、広告主が賠償するものとする。

(広告掲載決定の取消)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載料が指定する期日までに納付されなかったとき
- (2) 当該広告を掲載することで、クリーンガイドブックの公共性及び品位を害するおそれが生じたとき
- (3) 広告主がやむを得ない事情により広告掲載の取消しを申し出たとき

(広告掲載料の返還)

第13条 納付済みの広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告ができなかったときは、広告掲載料を返還するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月31日から施行する。

クリーンガイドブック広告掲載申込書

福島市長

申 込 者	名 称 (屋 号)	
	住 所	
	代 表 者 氏 名	
	許 可 番 号	
	※許可番号がわかる資料の添付でも可	
担 当 者	担 当 者 氏 名	
	電 話	
	F A X	
	メールアドレス	

クリーンガイドブック広告掲載要綱に基づき、次のとおり申し込みます。

	申込枠	広告掲載サイズ	広告掲載料
申込枠いずれかに○をつけてください。	1	1/12 縦 42.5 mm×横 90 mm	30,000 円
	2	1/6 縦 85 mm×横 90 mm	55,000 円
	3	1/3 縦 85 mm×横 180 mm	100,000 円
添 付 書 類 ※他資料を添付する場合はその他に記載してください。	広告原稿案、企業概要、その他 ()		

様式第2号

ご第 号
年 月 日

様

福島市長

クリーンガイドブック広告掲載決定通知書

年 月 日付で申し込みのあったクリーンガイドブック広告掲載について、
次のとおり掲載を決定いたしましたので通知します。

記

- 1 掲載サイズ _____
- 2 広告掲載料 _____ 円
- 3 その他 広告原稿は、年 月 日までに、ごみ減量推進課へ提出してください。

様式第3号

ご第 号
年 月 日

様

福島市長

クリーンガイドブック広告非掲載決定通知書

年 月 日付で申し込みのあったクリーンガイドブック広告掲載について、
次のとおり非掲載を決定いたしましたので通知します。

記

- 1 掲載サイズ _____
- 2 広告掲載料 _____ 円
- 3 非掲載理由

様式第4号

ご第 号
年 月 日

様

福島市長

クリーンガイドブック広告掲載料納入通知書

年 月 日付ご第 号にて決定した広告掲載料について、次のとおり同封の納入通知書により納付してください。

記

- 1 掲載サイズ _____
- 2 広告掲載料 _____ 円
- 3 納入期限日 _____ 年 月 日